

特定化学物質等障害予防規則（旧特化則）：1972年（昭和47年）制定、特化物+粉じん石綿が対象、その為、特化則等作業主任者は特化物だけでなく石綿主任者資格を有する、

特定化学物質障害予防規則（現在の特化則、2005年（平成17年）石綿則が分離独立し、これ以降の特化則作業主任者資格は石綿主任者資格は無い。よって、現行の特化則作業主任者は改めて石綿作業主任者資格をとらなければ石綿管理をできない。

改正石綿則：2020年（令和2年）、解体前の石綿含有事前調査が義務化された。

特定化学物質、特化物：

第1類物質： 製造禁止・許可、

第2類物質： 慢性/発癌、

特定第2類： 漏洩、

特定第2類等： 密閉式、

特別有機： 12種

クロロホルム等： 有機溶剤10種、

エチルベンゼン

1, 2-ジクロロプロパン

特別有機等： 特別有機1%<、または、特定有機混合物等（特別有機 $\leq$ 1%及び有機合計5%<）、

オーラミン等：色素製造工程で発癌性

管理第2類物質： その他=第2類-（特定、特別、オーラミン）

第3類物質： 漏洩・急性、

第3類物質等：第3類+特定第2類： 漏洩、

特別管理物質： 第1類+第2類で発癌、